

(定款第7条関係)

一般社団法人公正採用人権啓発推進センター 会費規程

(基準)

第1条 一般社団法人公正採用人権啓発推進員センター定款第7条による会員の会費は、次の会費基準表による。

区分	基準	会費金額(円)
1	従業員数 ～ 50名	10,000円
2	従業員数 51名 ～ 300名	20,000円
3	従業員数 301名 ～ 1000名	40,000円
4	従業員数 1001名 ～ 3000名	70,000円
5	従業員数 3001名 以上	130,000円

第2条 前条の基準によりがたい場合は、理事会の議決を得て別に定める。

(納入)

第3条 会費の納入は、毎年3月末までとする。

2 新たに会員となるものは、入会后すみやかに納入するものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、会費について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、2011年12月6日から施行する。
- 2 設立年度における会費の納入は、第3条第1項にかかわらず、2012年1月31日までとする。